

# 宮城県企業誘致プロモーション動画作成業務 業務委託仕様書（案）

## 第1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の流行やウクライナ情勢などの影響により、不透明さが増す経済情勢の中で、富県宮城のさらなる推進を図るためには、企業誘致を推し進め、宮城県内における製造業等の振興を強化する必要がある。

そのため、宮城県の企業立地環境（企業の集積状況、交通アクセス、優遇制度、雇用確保支援の取組、工業団地等）について企業の皆様により具体的なイメージをお伝えし、県内への立地のきっかけとしてもらうために、従来の「みやぎ企業立地ガイド」、「みやぎの工業団地図」のような紙媒体及びホームページによる広報活動に加えて、YouTube等による社会のデジタル化に対応した媒体を用いた広報に活用できる紹介動画を作成するものである。

## 第2 業務内容

### 1 内容

宮城県（以下「発注者」という。）が企業誘致活動を行う上で、県内の企業立地環境についてより分かりやすく紹介するための、企業向けの動画を制作する。

なお、本動画は企業向けのセミナーで使用するほか、インターネット上でも閲覧できるようにするものである。

### 2 構成（予定）

県外企業に向けて宮城県の企業立地環境（企業の集積状況、交通アクセス、優遇制度、雇用確保支援の取組、工業団地等）について紹介するものを前提とするが、詳細は企画提案の内容を踏まえ、別途協議の上、決定する。

### 3 仕様

(1) 視聴対象者 民間企業（主に県外の「ものづくり産業」に属する企業）

(2) 内 容 宮城県の企業の集積状況、交通アクセス、優遇制度、雇用確保支援の取組、工業団地等の企業立地環境について、紹介する等により、県外企業に対する訴求力を高めるもの。

(3) 動画について ○宮城県の企業立地環境を全般的に広報する動画 1本

宮城県のYouTubeチャンネルへの掲載や、企業立地セミナー等での上映を想定しており、宮城県の企業の集積状況、交通アクセス、優遇制度、雇用確保支援の取組等の企業立地環境の優位性について、実際に立地した企業へ取材し生の声を交えつつ、全般的に紹介するものとする。10分程度の長さとする。

○誘致活動等で活用するための県の企業立地環境のPR動画 5本程度（本数は別途協議とする。）

上記の「全般的に広報する動画」について、企業誘致活動の折衝の中で活用するため、企業立地環境のポイントごとにまとめた動画。1本あたり1～2分程度とする。

○立地企業へのインタビュー動画

上記の「全般的に広報する動画」について、立地企業へ行った取材をまとめたもの。セミナー等での活用を想定しており、本数及び時間は取材内容に応じた適切なものとする。

○誘致活動等で活用するための工業団地ごとの紹介動画 5本程度（本数は別途協議とする。）

県の誘致担当職員が誘致活動業務の中で、企業担当者と折衝を行う上で相手に立地の際の具体的なイメージを持ってもらうための動画であり、発注者が別途指示する工業団地（5箇所程度）ごとの紹介をするもの。1本あたり1～2分程度の長さとする。

○動画構成の詳細については、委託業者決定後に発注者と打ち合わせを行い決定することとし、よりよい構成案がある場合は、上記の構成以外の提案も可能である。

- (4) その他 動画サイト（宮城県のYouTubeチャンネル）でも公開できるようなフォーマットを準備すること。

### 第3 企画提案要件

#### 1 必須要件

- (1) 作成する動画は、民間企業に対して宮城県の立地環境の魅力を伝えるものであること。  
(2) 動画制作における必要な手配、進捗管理等の実施体制について具体性があること。  
(3) 動画内の発話内容やナレーション等には、内容が伝わるようにキャプション（字幕）を挿入すること。

#### 2 企画提案における期待要件

- (1) 交通アクセス（道路網、空港、港湾等）の優位性が伝わるような表現  
(2) 宮城県の優遇制度や企業へのフォロー体制が伝わる内容  
(3) 誘致したい企業のマネジメント層が、実際に宮城県に立地するイメージができる内容  
(4) 宮城県における自動車関連産業や半導体関連産業の集積が伝わる内容  
(5) 動画内の情報の発信力を向上させるための、効果的な音楽や効果音の挿入  
(6) 既に立地している企業へのインタビューについて、その想定する企業

※上記の優遇制度や交通アクセス等は「みやぎ企業立地ガイド」の内容を参考とすることができる。  
また、いくつかの工業団地については航空写真データを提供可能である。

※企業立地ガイドURL <https://www.pref.miyagi.jp/site/ritchi-guide/guide-pdf-download.html>

### 第4 成果品の納入

#### 1 成果物

- (1) 制作した動画を全て収録したDVD 50枚（ケース付）  
(2) 本業務で制作した資料等

#### 2 制作期限

令和5年3月17日（金）17時まで（必着）

※持参する場合には、業務時間内（土日・祝祭日を除く午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時まで）に訪問すること。

#### 3 報告書

事業終了後に、事業内容を記した報告書を提出する。

#### 4 提出場所

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部産業立地推進課 電話：022-211-2733

FAX：022-211-2739 E-mail: sanritunb@pref.miyagi.lg.jp

## 第5 成果物の帰属及び秘密保持

### 1 成果物の帰属

本業務によって得られた成果物に係る受注者に帰属する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、第三者に帰属するものを除き、発注者に帰属するものとする。また、受注者は、あらかじめ発注者から書面による同意を得た場合を除き、著作者人格権（著作権法第18条から第20条に規定する権利をいう。以下同じ。）を行使しないものとする。

なお、受注者は、成果物に係る第三者に帰属する著作権について、本業務における利用に関し、発注者が無償かつ無期限に利用できるように、当該第三者から利用許諾を得なければならない。

### 2 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を、本業務履行中及び本業務完了後も本業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

### 3 個人情報の取り扱いについて

受注者は、個人情報の取り扱いについて、別記個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

## 第6 その他

1 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい事項及び記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこととする。

2 受注者は、動画の編集方針や取材先との連絡調整等、作業の進捗状況について、月1回以上必要に応じて、発注者との打合せを開催し、状況報告を行うものとする。

3 本業務において、交通費等が必要な場合は、受注者において、全ての手続を行い、その経費を負担する。

4 受注者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、本業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に発注者の承諾を得ること。

5 契約金額には、本業務に係る全ての経費を含むものとする。

6 本業務の遂行においては、上記に定めるもののほか、環境配慮の観点から次の事項を遵守するものとする。

(1) 照明を使用する場合には、適切な明るさ、不要場所の消灯等電気使用量の節減に努めること。

(2) 廃棄物が発生する場合、再生可能な資機材の使用等、廃棄物の発生抑制に努めるとともに適正に処理すること。

(3) 車両を使用する場合、交通ルールを守る、免許証の携帯を確認する等安全運転を徹底すること。適切な大きさの車両を使用し、効率的な運行に努めること。駐停車中の不要なアイドリング停止などエコドライブを徹底すること。

(4) 印刷物を作成する場合、内容は可能な限りコンパクト化し、次の判断基準を満たす用紙を使用し、両面印刷とすること。

イ 古紙配合率70%以上であること。

ロ 非塗工用紙（カラー用紙を除く）の場合、白色度70%以下であること。

ハ 塗工用紙の場合、塗工量が両面で30g/m<sup>2</sup>以下であること。

ニ 再利用しにくい加工を施さないこと。